

「ご契約のしおり-約款」 変更のお知らせ

「ご契約のしおり-約款」に記載されている内容の一部を変更させていただきます。誠に恐縮ですが、ご一読のうえ、「ご契約のしおり-約款」とともに保管いただきますようお願いいたします。

一生涯のパートナー

第一生命



Dai-ichi Life Group

「ご契約のしおり」の記載内容についてつぎのとおりお知らせします。

■保険料の払込方法について、2024年4月に月払・年一括払の取り扱いを停止しており、一時払のみ取り扱いしております。（一時払とは、保険料をご契約の申し込みの際に一時にお払い込みいただく方法のことをいいます。）

■13 ページ「**2** ご契約申し込み手続きの際の留意点」の記載をつぎのとおり変更します。（波線部分が変更箇所になります。）

2 ご契約申し込み手続きの際の留意点

ご契約の申し込みから成立までの手続きに際してご留意いただきたいことがらは、つぎのとおりです。

1. 申し込み・手続き

- ご契約の前に、「保障設計書（契約概要）」「重要事項説明書（注意喚起情報）」をご確認ください。「保障設計書（契約概要）」「重要事項説明書（注意喚起情報）」にはそれぞれ、保険商品の内容をご理解いただくための情報や契約内容などに関する重要な事項のうち、特にご注意いただきたい事項を記載しています。必ず内容をご理解・ご了承のうえお申し込みください。
- 申込内容を十分確認のうえ、契約者・被保険者ご自身でお手続きください。また、契約者が法人の場合は申込書に法人登録印を押印してください。

2. 申込内容のご確認

- 当社がご契約の申し込みを承諾した場合には、書面または電磁的な方法で「保険証券」などを発行します。^①
- 「保険証券」にはご契約いただいた内容を記載していますので、必ずご確認ください。万一、内容が相違していたり、不明な点がございましたら、すみやかに当社の担当者またはコンタクトセンターまでご連絡ください。

①電磁的な方法の場合は、ご契約者専用サイトから「保険証券」などを確認することができます。

「ご契約に際して」

保障内容

年金などのお支払い

保険料について

「ご契約後について」

会社・制度のご案内

■14 ページ「**3** クーリング・オフ制度（ご契約の申し込みの撤回またはご契約の解除）」の記載をつぎのとおり変更します。（波線部分が変更箇所になります。）

3 クーリング・オフ制度

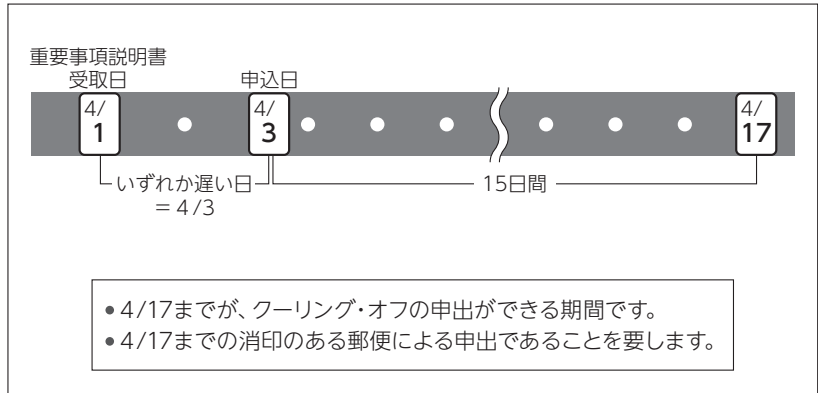
（ご契約の申し込みの撤回またはご契約の解除）

申込者または契約者（申込者などといいます）は、重要事項説明書（注意喚起情報）を受け取った日またはご契約の申込日のいずれか遅い日^①から、その日を含めて15日以内であれば、書面または電磁的な方法（当社ホームページ等^②）による申出により、ご契約の申し込みの撤回またはご契約の解除（申し込みの撤回などといいます）をすることができます。なお、当社ではご契約の申込日以前に重要事項説明書（注意喚起情報）をお渡ししています。

1. 書面による申出方法^②

- 書面による申出により、申し込みの撤回などをする場合は、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力が生じますので、郵便により上記期間内（15日以内の消印有効）に取扱支社または本店あてお申し出ください。
- 書面（封書、はがき）には、申し込みの撤回などをする旨を明記し、申込者などの氏名・住所および電話番号をご記入ください。また、申込者などが法人の場合は申込書と同一の印で押印ください。

■クーリング・オフの例



■申し込みの撤回などの書面記入例

第一生命保険株式会社 御中

私は○月○日に申し込んだ下記契約の申し込みを撤回します。

申込者(契約者) ダイイチタロウ 第一太郎
保険種類 終身保険
毎回の保険料 〇〇,〇〇〇円

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
氏名 ダイイチタロウ 第一太郎^③

①申し込み時に「ご契約のしおりー約款」冊子の郵送を希望された場合、「ご契約のしおりー約款」冊子の受取日とします。

②当社ホームページによる申出の場合は、「クーリング・オフ手続き」からお申し出ください。

③契約者が自署してください。

■「Ⅴ.ご契約後について」に、つぎの内容を追加します。なお、指定代理請求特約については、32ページをご参照ください。

1. 保険契約者代理特約

- 保険契約者代理人(契約者代理人といいます)が、契約者に代わって解約、保険料の減額、住所変更などの手続きを行うことを可能とする特約です。
- 契約者は、この特約を付加し、あらかじめ契約者代理人を指定してください。
- つぎのような特別な事情があるときに、契約者代理人が契約者に代わって手続きを行うことができます。

● 契約者が、疾病または傷害によりご契約に関する手続きを行う意思表示ができな
いとき

など

- 契約者代理人が契約者の意向に沿った手続きができるように、契約者から契約者代理人に対して、ご契約内容、契約者代理人に指定されていることおよび契約者代理人が代理することができる手続きの内容等について、事前に必ずお伝えください。



- 契約者が法人である場合には、この特約を付加することはできません。
- 年金のお支払いが開始したご契約には、この特約を付加することはできません。
- 契約者の変更、契約者・契約者代理人の死亡により、この特約は消滅します。^①
- 契約者・契約者代理人が亡くなられた後、すみやかに契約者の相続人もしくは契約者から当社へ通知ください。
- 契約者が、疾病または傷害によりご契約に関する手続きを行う意思表示ができないと当社が判断した場合、つぎのとおりとします。
 - この特約が付加されているご契約に関する情報について、契約者代理人に対して開示することがあります。
 - 契約者が同一人である全てのご契約について、以後、契約者からの手続きを取り扱わないことがあります。^②

①代理することができる手続き

- 契約者代理人は、契約者が行うことができる手続き^③を代理することができます。ただし、つぎの手続きを除きます。^④

- 契約者の変更
- 年金などの受取人の変更
- 契約者代理人の変更

①この特約が消滅した場合には、この特約を再度付加することができます。

②その後、契約者がご契約に関する手続きを行う意思表示ができると当社が判断した場合は、契約者からの手続きを取り扱います。

③契約者と年金などの受取人が同一人である場合、年金などの受取人が行うことのできる手続きを含みます。

④2024年3月時点の取り扱いであり、将来的に変更することもあります。

「ご契約に際して」

保障内容

年金などのお支払い

保険料について

「ご契約後について」

会社・制度のご案内

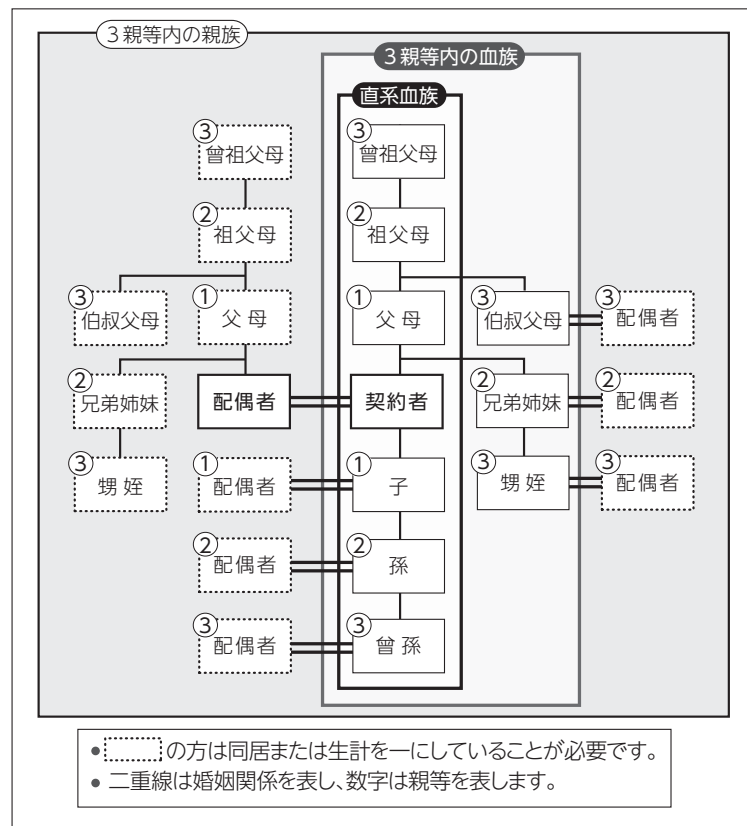
②代理することができる方

- 代理することができる方は、つぎのとおりです。

契約者があらかじめ指定した契約者代理人。ただし、手続時において、つぎのいずれかに該当する必要があります。

- (1) 契約者の戸籍上の配偶者
- (2) 契約者の直系血族または3親等内の血族
- (3) 契約者と同居または生計を一にしている契約者の3親等内の親族
- (4) (3) 以外で契約者と同居または生計を一にしている方で、当社が認めた方
- (5) 契約者の財産管理を行っている方で、当社が認めた方
- (6) (4) または(5)と同等の特別な事情があると当社が認めた方

■直系血族、3親等内の血族および3親等内の親族





- 故意に契約者を手続きができない状態に該当させた方または故意に契約者を年金などの請求ができない状態に該当させた方は、契約者代理人としての取り扱いを受けることはできません。
- 契約者代理人の変更が行われた場合、変更前に代理可能な手続きがあっても、変更前の契約者代理人が手続きを代理することはできません。
- 契約者代理人に年金や解約返還金などをお支払いした後、契約者から年金や解約返還金などの請求を受けても、重複してはお支払いしません。
- 保険契約者代理特約が付加されている場合、指定代理請求人から、契約者が受取人と定められた年金などの請求はできません。^①
- 契約者代理人に年金や解約返還金などをお支払いした後、契約者からお問い合わせがあった場合、当社はその支払状況について事実にもとづいて回答しますので、ご承知おきください。
- 契約者代理人から手続きをいただいた場合、当社が必要と認めたときは、契約者代理人に必要な事項の確認についてご協力いただくことがあります。

①この場合、契約者が受取人と定められた年金などは契約者代理人から請求いただけます。

2. 契約者代理人の変更

- 契約者代理人が指定されている場合、契約者は、当社の承諾を得て、契約者代理人を変更することができます。
- 当社が定める契約者代理人の要件を満たさなくなった場合には、契約者代理人の変更を行っていただく必要があります。変更される際は、コンタクトセンターまでご連絡ください。

「契約に際して」

保障内容

年金などのお支払い

保険料について

「契約後について」

会社・制度のご案内

V. ご契約後について

■保障見直し特約条項（2018）、家族内保障承継特約条項（2018）、個人年金保険料税制適格特約条項（S60）については、本冊に掲載している特約条項から改定がございますが、ご加入いただくご契約に付加されないため、最新版を掲載していません。あらかじめご了承ください。

■保険契約者代理特約条項を追加します。

保険契約者代理特約条項

（2024年3月19日制定）

（この特約の趣旨）

この特約は、保険契約者（年金支払開始日以後の年金受取人を含みます。以下同じ。）が手続きを自ら行うことができない特別な事情があるときに、保険契約者があらかじめ指定した保険契約者代理人による手続きを可能とすることを主な内容とするものです。

第1条（特約の付加）

1. 保険契約者は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の契約日以後、当会社の定める取扱にもとづき、当会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
2. この特約を主契約の契約日後に付加する場合には、保険契約者は、この特約の付加に関する書類を提出してください。この場合、その書類を当会社の本店または当会社の指定した場所で受け付けた日をこの特約の付加日とします。
3. この特約を主契約に付加する場合には、保険契約者は、保険契約者代理人を1名指定することを要します。

第2条（保険契約者代理人が行うことのできる手続き）

1. 保険契約者代理人が行うことのできる手続きは、つぎのとおりとします。
 - （1）主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）および主契約に付加されている特約（この特約を除き、以下「各特約」といいます。）の特約条項の保険契約者が行うことのできる手続き
 - （2）保険契約者と保険金等（保険金、給付金その他保険金に準じる保険給付をいい、その名称の如何を問いません。また、あわせて支払われる諸支払金およびすえ置かれた保険金等を含みます。以下同じ。）の受取人が同一人である場合における主約款および各特約の特約条項の保険金等の受取人が行うことのできる手続き。ただし、主約款および各特約の特約条項の保険金等の支払方法の選択に関する規定は適用しません。
2. 第1項の規定にかかわらず、つぎのいずれかの手続きに該当する場合には、当会社は、保険契約者代理人による手続きは取り扱いません。
 - （1）保険契約者の変更
 - （2）保険金等の受取人の変更
 - （3）保険契約者代理人の変更
 - （4）後継保険契約者の変更
 - （5）保険契約者と被保険者が同一人である場合における告知を要する手続き
 - （6）主約款および各特約の特約条項の規定により被保険者が受取人と定められた保険金等の請求
 - （7）第1号から第6号のほか、当会社が定める手続き

第3条（保険契約者代理人による手続き）

1. 保険契約者が手続きを自ら行うことができないつぎのいずれかに該当する特別な事情があるときは、保険契約者があらかじめ指定または第4条（保険契約者代理人の変更）の規定により変更した保険契約者代理人が、手続きに必要な書類（別表1）および特別な事情を示す書類（別表1）を提出して、保険契約者の代理人として手続きを行うことができます。
 - （1）手続きを行う意思表示が困難であると当会社が認めた場合
 - （2）悪性新生物等の当会社が認める傷病名の告知を受けていない場合（保険料払込の免除の請求または保険契約者と受取人が同一人である場合の保険金等の請求に限ります。）
 - （3）その他第1号および第2号に準じる状態であると当会社が認めた場合
2. 第1項の規定により保険契約者代理人が手続きを行う場合、保険契約者代理人は手続き時においてつぎのいずれかに該当することを要します。
 - （1）つぎの範囲内の者
 - （ア）保険契約者の戸籍上の配偶者
 - （イ）保険契約者の直系血族
 - （ウ）保険契約者の3親等内の血族
 - （エ）保険契約者と同居または生計を一にしている保険契約者の3親等内の親族
 - （2）つぎの範囲内の者。ただし、当会社所定の書類（別表1）によりその事実が確認でき、かつ、保険契約者のために手続きを行うべき相当な関係があると当会社が認めた者に限ります。

(ア) 第1号(エ)以外の者で、保険契約者と同居または生計を一にしている者

(イ) 保険契約者の財産管理を行っている者

(ウ) その他保険契約者と同居もしくは生計を一にしている者または保険契約者の財産管理を行っている者と同等の関係にある者

3. 第1項および第2項の規定にかかわらず、故意に保険契約者を第1項各号に定める状態に該当させた者または故意に保険金等の支払事由を生じさせた者は、保険契約者の代理人として手続きを行うことができません。
4. 保険契約者代理人の変更が行われた場合、変更を行った後は、変更前に可能な手続きがあっても、変更を行う前の保険契約者代理人による手続きは取り扱いません。
5. 本条の規定により保険契約者代理人が行った手続きは、保険契約者に対してその効力を生じます。
6. 本条の規定により当社が保険契約にもとづく支払金を保険契約者代理人に支払ったときは、その後当該支払金の請求を受けても、当社は、これを重複しては支払いません。
7. 本条の規定により保険契約者代理人が手続きを行う場合で、主約款、各特約の特約条項およびこの特約の特約条項の規定にもとづく必要な事項の確認を行う際、本条に定める保険契約者代理人が、正当な理由がなく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（当会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、当社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負いません。また、その間は保険契約にもとづく支払金を支払いません。
8. 保険金等の支払を行った際に主契約がその支払事由に該当した時に消滅したものとみなす場合で支払事由該当後にこの特約を付加した場合または保険金等がすえ置かれている場合も、保険契約者代理人による手続きを取り扱います。
9. 保険金等の支払を行った際に主契約がその支払事由に該当した時に消滅したものとみなす場合で、支払事由該当後に保険契約者代理人の変更が行われていたときは、変更後の保険契約者代理人による手続きを取り扱います。
10. 保険契約者代理人が手続きを行う際に、当社は、被保険者および保険金等の受取人またはその一方からの同意を求めることがあります。同意を求めた場合に被保険者または保険金等の受取人がその同意に応じなかったときは、保険契約者代理人は手続きを行うことができません。
11. 保険契約者代理人が手続きを行う際に保険契約者代理人から申出があり、当社が認めたときは、当社はこの特約が付加されている保険契約に関する情報について、当社の定める取扱にもとづき、保険契約者代理人に対して開示することができます。

第4条（保険契約者代理人の変更）

保険契約者は、当社の承諾を得て、保険契約者代理人を変更することができます。この場合、保険契約者は、当社所定の書類（別表1）を提出してください。

第5条（解除等の通知）

この特約を付加した場合、主契約または各特約の告知義務違反による解除、重大事由による解除および被保険者が責任開始期前に認知症と診断されたこと等により認知症保険金が支払われない場合における消滅等の通知について、保険契約者が不明である場合またはその住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、主約款または各特約の特約条項に定める通知先のほか、保険契約者代理人に通知することがあります。

第6条（特約の解約）

保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

第7条（特約の消滅とみなす場合）

つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。

- (1) 保険契約者、保険契約者代理人または後継保険契約者が死亡したとき
- (2) 保険契約者が変更されたとき

第8条（主約款および各特約の特約条項の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款および各特約の特約条項の規定を準用します。

第9条（こども学資保険（H7）、5年ごと配当付こども学資保険、5年ごと配当付こども学資保険（2014）またはこども学資保険（2018）に付加した場合の特則）

この特約をこども学資保険（H7）、5年ごと配当付こども学資保険、5年ごと配当付こども学資保険（2014）またはこども学資保険（2018）に付加した場合には、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 第1条（特約の付加）第3項の規定により指定する保険契約者代理人は後継保険契約者と同一人としします。
- (2) 第4条（保険契約者代理人の変更）の規定は適用しません。
- (3) この特約を付加した場合、主契約に付加されている被保険者が受取人となる保険金等の代理請求特約および指定代理請求特約は、この特約の付加日の前日に消滅したものとします。

第10条（主契約に保険料払込免除特約（契約者型）が付加されている場合の特則）

主契約に保険料払込免除特約（契約者型）が付加されている場合には、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 第1条（特約の付加）第3項の規定により指定する保険契約者代理人は後継保険契約者と同一人としします。
- (2) 第4条（保険契約者代理人の変更）の規定は適用しません。

第11条（主契約に被保険者が受取人となる保険金等の代理請求特約または指定代理請求特約が付加されている場合の特則）

主契約に被保険者が受取人となる保険金等の代理請求特約または指定代理請求特約が付加されている場合で、保険契約者と被保険者が同一人であるときは、第2条（保険契約者代理人が行うことのできる手続き）第1項第2号に定める保険契約者代理人が行うことのできる手続きは、主約款および各特約の特約条項の規定により保険契約者が受取人と定められた保険金、給付金その他保険金に準じる保険給付（すえ置かれた保険金等を含みます。）の請求とします。ただし、主約款および各特約の特約条項の保険金等の支払方法の選択に関する規定は適用しません。

別表 1 請求書類

項目		必要書類
1	保険契約者代理人による 手続き	(1) 主約款および各特約の特約条項に定める手続きの請求書類 (2) 保険契約者が手続きを自ら行うことができない特別な事情を示す書類 (3) 保険契約者および保険契約者代理人の戸籍抄本 (4) 保険契約者の住民票 (5) 保険契約者代理人の住民票と印鑑証明書 (6) 保険契約者または保険契約者代理人の健康保険証の写し (7) 保険契約者代理人が保険契約者の財産管理を行っている者であるときは、契約書および財産管理状況の報告書の写しなどその事実を証する書類
2	保険契約者代理人の変更	(1) 当会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
(注) 1. 当会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。 2. 当会社は、請求書類について、書面に代えて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により提出することを認めることがあります。		

指定代理請求特約条項

(2025年3月19日改正)

(この特約の趣旨)

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の被保険者が受取人となる保険金等について、その受取人が保険金等を自ら請求できない特別な事情があるときに、保険契約者があらかじめ指定した指定代理請求人による保険金等の請求を可能とすることを主な内容とするものです。

第1条（特約の付加）

1. 保険契約者は、主契約の契約日以後、当会社の定める取扱にもとづき、主契約の被保険者の同意および当会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
2. この特約を主契約の契約日後に付加する場合には、保険契約者は、この特約の付加に関する書類を提出してください。この場合、その書類を当会社の本店または当会社の指定した場所で受け付けた日をこの特約の付加日とします。

第2条（特約の対象となる保険金等）

この特約による代理請求の対象となる保険金等（以下「保険金等」といいます。）は、この特約が付加されている主契約および主契約に付加されている特約（この特約を除き、以下「各特約」といいます。）におけるつぎのものとします（あわせて支払われる諸支払金を含みます。）。

- (1) 主契約の被保険者が受取人となる保険金、給付金その他保険金に準じる保険給付（すえ置かれた保険金等を含みます。）
- (2) 主契約の被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料払込の免除
- (3) 主契約の被保険者と保険契約者が同一人である場合の契約者配当金（積み立てられた契約者配当金を含みます。）

第3条（指定代理請求人等による保険金等の代理請求）

1. 保険金等の受取人（保険料払込の免除の場合は保険契約者。以下同じ。）が保険金等を自ら請求できないつぎのいずれかに該当する特別な事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定または第4条（指定代理請求人の変更）の規定により変更した指定代理請求人が、請求に必要な書類（別表1）および特別な事情を示す書類（別表1）を提出して、保険金等の受取人の代理人としてその保険金等を請求することができます。この場合、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）および各特約の特約条項の保険金等の支払方法の選択に関する規定は適用しません。
 - (1) 保険金等の請求を行う意思表示が困難であると当会社が認めた場合
 - (2) 悪性新生物等の当会社が認める傷病名の告知を受けていない場合
 - (3) その他第1号および第2号に準じる状態であると当会社が認めた場合
2. 第1項の規定により指定代理請求人が保険金等の請求を行う場合、指定代理請求人は請求時においてつぎのいずれかに該当することを要します。
 - (1) つぎの範囲内の者
 - (ア) 主契約の被保険者の戸籍上の配偶者
 - (イ) 主契約の被保険者の直系血族
 - (ウ) 主契約の被保険者の3親等内の血族
 - (エ) 主契約の被保険者と同居または生計を一にしている主契約の被保険者の3親等内の親族
 - (2) つぎの範囲内の者。ただし、当会社所定の書類（別表1）によりその事実が確認でき、かつ、保険金等の受取人のために保険金等を請求すべき相当な関係があると当会社が認めた者に限ります。
 - (ア) 第1号(エ)以外の者で、主契約の被保険者と同居または生計を一にしている者
 - (イ) 主契約の被保険者の財産管理を行っている者
 - (ウ) その他主契約の被保険者と同居もしくは生計を一にしている者または主契約の被保険者の財産管理を行っている者と同等の関係にある者
3. 第1項および第2項の規定により保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することができる指定代理請求人がいない場合は、つぎのいずれかに該当する主契約の死亡保険金受取人（主契約の死亡保険金受取人が死亡したことにより、主約款の規定にもとづき、主契約の死亡保険金受取人となった者を除きます。）が、請求に必要な書類（別表1）および特別な事情を示す書類（別表1）を提出して、保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することができます。
 - (1) 主契約の被保険者の戸籍上の配偶者
 - (2) 主契約の被保険者の直系血族
 - (3) 主契約の被保険者の3親等内の血族
 - (4) 主契約の被保険者と同居または生計を一にしている者
4. 第1項から第3項までの規定にかかわらず、故意に保険金等の支払事由を生じさせた者または故意に保険金等の受取人を第1項各号に定める状態に該当させた者は、保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することができません。

5. 第3項の規定により保険金等を請求する場合、第3項各号に該当する主契約の死亡保険金受取人が2人以上のときは、当該受取人は共同して請求してください。
6. 指定代理請求人または主契約の死亡保険金受取人の変更が行われた場合、変更を行った後は、変更前に請求可能な保険金等があっても、変更を行う前の指定代理請求人または主契約の死亡保険金受取人による保険金等の代理請求は取り扱いません。
7. 本条の規定により当会社が保険金等を保険金等の受取人の代理人に支払ったときは、その後保険金等の請求を受けても、当会社は、これらを重複しては支払いません。
8. 本条の規定により保険金等を請求する場合で、主約款および各特約の特約条項の規定にもとづき必要な事項の確認を行う際、本条に定める代理人が、正当な理由がなく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（当会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、当会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等を支払いません。
9. 保険金等の支払を行った際に主契約がその支払事由に該当した時に消滅したものとみなす場合で支払事由該当後にこの特約を付加した場合または保険金等がすえ置かれている場合も、保険金等の代理請求については、この特約条項に定めるところにより取り扱います。
10. 保険金等の支払を行った際に主契約がその支払事由に該当した時に消滅したものとみなす場合で、支払事由該当後に指定代理請求人または主契約の死亡保険金受取人の変更が行われていたときは、変更後の指定代理請求人または主契約の死亡保険金受取人による代理請求を取り扱います。

第4条（指定代理請求人の変更）

保険契約者は、主契約の被保険者の同意および当会社の承諾を得て、指定代理請求人を変更することができます。この場合、保険契約者は、当会社所定の書類（別表1）を提出してください。

第5条（解除等の通知）

この特約を付加した場合、主契約または各特約の告知義務違反による解除、重大事由による解除および被保険者が責任開始期前に認知症と診断されたこと等により認知症保険金が支払われない場合における消滅等の通知について、保険契約者が不明である場合またはその住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、主約款または各特約の特約条項に定める通知先のほか、指定代理請求人に通知することがあります。

第6条（特約の解約）

保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

第7条（主約款および各特約の特約条項に定める保険金等の代理請求等の取扱）

この特約を付加した場合、保険金等の代理請求については、この特約条項に定めるところにより取り扱います。この場合、主約款および各特約の特約条項の規定による保険金等の代理請求ならびに指定代理請求人の指定および変更は取り扱いません。また、この特約の付加の際、主契約または各特約について指定代理請求人が指定されているときは、当該指定代理請求人の指定は取り消されたものとします。

第8条（主契約に付加されている被保険者が受取人となる保険金等の代理請求特約等の取扱）

この特約を付加した場合、主契約に付加されている被保険者が受取人となる保険金等の代理請求特約および高度障害保険金等の代理請求特約は、この特約の付加日の前日に消滅したものとします。

第9条（主約款および各特約の特約条項の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款および各特約の特約条項の規定を準用します。

第10条（こども学資保険に付加した場合の特則）

この特約をこども学資保険に付加した場合には、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 本特約条項中「主契約の被保険者」とあるのは「保険契約者」と読み替えます。
- (2) 主約款の規定による保険料払込の免除については、保険契約者が請求する場合に限り、第2条（特約の対象となる保険金等）に定めるこの特約の対象となる保険金等を含みます。
- (3) 本特約条項中「死亡保険金受取人」とあるのは「被保険者」と読み替えます。

第11条（こども学資保険（H7）、5年ごと配当付こども学資保険、5年ごと配当付こども学資保険（2014）またはこども学資保険（2018）に付加した場合の特則）

この特約をこども学資保険（H7）、5年ごと配当付こども学資保険、5年ごと配当付こども学資保険（2014）またはこども学資保険（2018）に付加した場合には、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 本特約条項中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「後継保険契約者」と読み替えます。
- (2)すでに保険契約者が死亡しているときは、本特約条項中「保険契約者」とあるのは「後継保険契約者」と読み替えます。
- (3) 第10条（こども学資保険に付加した場合の特則）第1号および第2号の規定は、本条の場合に適用します。

第12条（終身保険（S62）または新種終身保険に付加した場合の特則）

この特約を終身保険（S62）または新種終身保険に付加した場合には、つぎのとおり取り扱います。

(1) 主契約に夫婦年金移行特約を付加した場合には、つぎのとおりとします。

- (ア) 第1条（特約の付加）および第4条（指定代理請求人の変更）中「主契約の被保険者」とあるのは「第1被保険者および第2被保険者」と読み替えます。
 - (イ) 第2条（特約の対象となる保険金等）および第3条（指定代理請求人等による保険金等の代理請求）中「主契約の被保険者」とあるのは夫婦年金移行特約条項中「第1被保険者」をいいます。
 - (ウ) 夫婦年金移行特約条項の規定により支払われる年金については、第2被保険者が受取人となる場合でも、第2条に定めるこの特約の対象となる保険金等に含まれます。第2被保険者が受取人となる年金の代理請求の場合、第3条中「主契約の被保険者」とあるのは夫婦年金移行特約条項中「第2被保険者」をいいます。
- (2) 主契約に夫婦介護割増年金移行特約または夫婦介護割増年金移行特約（H13）を付加した場合には、第1号の規定を適用します。この場合、第1号中「夫婦年金移行特約」とあるのは「夫婦介護割増年金移行特約」または「夫婦介護割増年金移行特約（H13）」と、「夫婦年金移行特約条項」とあるのは「夫婦介護割増年金移行特約条項」または「夫婦介護割増年金移行特約条項（H13）」と、第1号(ウ)中「年金」とあるのは「特約年金、介護給付金および介護割増年金」と読み替えます。

第13条（終身年金保険「長寿年金」、変額個人年金保険、積立利率変動型個人年金保険、5年ごと配当付個人年金保険、5年ごと利差配当付個人年金保険、個人年金保険（2018）、指数連動型個人年金保険（無配当）2024、5年ごと配当付介護年金保険（解約返還金なし型）、特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）または介護年金保険（無解約返還金）（2018）に付加した場合の特則）

この特約を終身年金保険「長寿年金」、変額個人年金保険、積立利率変動型個人年金保険、5年ごと配当付個人年金保険、5年ごと利差配当付個人年金保険、個人年金保険（2018）、指数連動型個人年金保険（無配当）2024、5年ごと配当付介護年金保険（解約返還金なし型）、特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）または介護年金保険（無解約返還金）（2018）に付加した場合には、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 本特約条項中「保険契約者」とあるのは主契約の年金支払開始日以後においては「主契約の年金受取人」と読み替えます。
- (2) 本特約条項中「死亡保険金受取人」とあるのは「死亡給付金受取人」と読み替えます。

第14条（5年ごと配当付生存保障重視型個人年金保険または生存保障重視型個人年金保険（2018）に付加した場合の特則）

この特約を5年ごと配当付生存保障重視型個人年金保険または生存保障重視型個人年金保険（2018）に付加した場合には、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 本特約条項中「保険契約者」とあるのは主契約の年金支払開始日以後においては「主契約の年金受取人」と読み替えます。
- (2) 本特約条項中「死亡保険金受取人」とあるのは「死亡返還金受取人」と読み替えます。

第15条（遺族保障付個人年金保険、5年ごと配当付生活障害年金定期保険または生活障害年金定期保険（2018）に付加した場合の特則）

この特約を遺族保障付個人年金保険、5年ごと配当付生活障害年金定期保険または生活障害年金定期保険（2018）に付加した場合には、本特約条項中「保険契約者」とあるのは、主契約の年金支払開始日以後においては「主契約の年金受取人」と読み替えます。

第16条（個人年金保険、個人年金保険（S62）、個人年金保険（H8）または生存保障型個人年金保険に付加した場合の特則）

この特約を個人年金保険、個人年金保険（S62）、個人年金保険（H8）または生存保障型個人年金保険に付加した場合には、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 主契約に夫婦年金特約を付加した場合には、特約年金支払開始日以後においては、つぎのとおりとします。
 - (ア) 本特約条項中「保険契約者」とあるのは「特約年金受取人」と読み替えます。
 - (イ) 第1条（特約の付加）および第4条（指定代理請求人の変更）中「主契約の被保険者」とあるのは「第1被保険者および第2被保険者」と読み替えます。
 - (ウ) 第2条（特約の対象となる保険金等）および第3条（指定代理請求人等による保険金等の代理請求）中「主契約の被保険者」とあるのは夫婦年金特約条項中「第1被保険者」をいいます。
 - (エ) 夫婦年金特約条項の規定により支払われる特約年金については、第2被保険者が受取人となる場合でも、第2条に定めるこの特約の対象となる保険金等に含まれます。第2被保険者が受取人となる特約年金の代理請求の場合、第3条中「主契約の被保険者」とあるのは夫婦年金特約条項中「第2被保険者」をいいます。
- (2) 主契約に介護割増年金特約または介護割増年金特約（H13）を付加した場合には、特約年金支払開始日以後においては、本特約条項中「保険契約者」とあるのは「特約年金受取人」と読み替えます。
- (3) 主契約に夫婦介護割増年金特約または夫婦介護割増年金特約（H13）を付加した場合には、第1号の規定を適用します。この場合、第1号中「夫婦年金特約」とあるのは「夫婦介護割増年金特約」または「夫婦介護割増年金特約（H13）」と、「夫婦年金特約条項」とあるのは「夫婦介護割増年金特約条項」または「夫婦介護割増年金特約条項（H13）」と、第1号(エ)中「特約年金」とあるのは「特約年金、介護給付金および介護割増年金」と読み替えます。
- (4) 第13条（終身年金保険「長寿年金」、変額個人年金保険、積立利率変動型個人年金保険、5年ごと配当付個人年金保険、5年ごと利差配当付個人年金保険、個人年金保険（2018）、指数連動型個人年金保険（無配当）2024、5年ごと配当付介護年金保険（解約返還金なし型）、特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）または介護年金保険（無解約返還金）（2018）に付加した場合の特則）の規定は、本条の場合に適用します。

第17条（変額保険（終身型）に付加した場合の特則）

この特約を変額保険（終身型）に付加した場合で、主契約に夫婦年金移行特約を付加したときは、第12条（終身保険（S62）または新種終身保険に付加した場合の特則）第1号の規定を適用します。

第18条（5年ごと配当付終身保険、5年ごと配当付更新型終身移行保険、5年ごと利差配当付終身保険または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に付加した場合の特則）

この特約を5年ごと配当付終身保険、5年ごと配当付更新型終身移行保険、5年ごと利差配当付終身保険または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に付加した場合には、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 主契約に5年ごと配当付夫婦年金移行特約または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約を付加した場合には、つぎのとおりとします。
 - (ア) 第1条（特約の付加）および第4条（指定代理請求人の変更）中「主契約の被保険者」とあるのは「第1被保険者および第2被保険者」と読み替えます。
 - (イ) 第2条（特約の対象となる保険金等）および第3条（指定代理請求人等による保険金等の代理請求）中「主契約の被保険者」とあるのは5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項中「第1被保険者」をいいます。
 - (ウ) 5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項の規定により支払われる特約年金については、第2被保険者が受取人となる場合でも、第2条に定めるこの特約の対象となる保険金等に含まれます。第2被保険者が受取人となる特約年金の代理請求の場合、第3条中「主契約の被保険者」とあるのは5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項中「第2被保険者」をいいます。
- (2) 主契約に5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約または5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約（H13）を付加した場合には、第1号の規定を適用します。この場合、第1号中「5年ごと配当付夫婦年金移行特約または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約」とあるのは「5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約または5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約（H13）」と、「5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項」とあるのは「5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約条項（H13）」と、第1号(ウ)中「特約年金」とあるのは「特約年金、介護給付金および介護割増年金」と読み替えます。

第19条（予定利率変動型無配当個人年金保険に付加した場合の特則）

この特約を予定利率変動型無配当個人年金保険に付加した場合には、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 主約款に定める夫婦年金への変更の特則による夫婦年金への変更を選択した場合には、つぎのとおりとします。
 - (ア) 第1条（特約の付加）および第4条（指定代理請求人の変更）中「主契約の被保険者」とあるのは「第1被保険者および第2被保険者」と読み替えます。
 - (イ) 第2条（特約の対象となる保険金等）および第3条（指定代理請求人等による保険金等の代理請求）中「主契約の被保険者」とあるのは夫婦年金への変更の特則中「第1被保険者」をいいます。
 - (ウ) 夫婦年金については、第2被保険者が受取人となる場合でも、第2条に定めるこの特約の対象となる保険金等に含まれます。第2被保険者が受取人となる夫婦年金の代理請求の場合、第3条中「主契約の被保険者」とあるのは「第2被保険者」をいいます。
- (2) 第13条（終身年金保険「長寿年金」、変額個人年金保険、積立利率変動型個人年金保険、5年ごと配当付個人年金保険、5年ごと利差配当付個人年金保険、個人年金保険（2018）、指数連動型個人年金保険（無配当）2024、5年ごと配当付介護年金保険（解約返還金なし型）、特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）または介護年金保険（無解約返還金）（2018）に付加した場合の特則）の規定は、本条の場合に適用します。

第20条（5年ごと配当付介護年金終身保障保険または5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に付加した場合の特則）

この特約を5年ごと配当付介護年金終身保障保険または5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に付加した場合には、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 本特約条項中「保険契約者」とあるのは主契約の年金支払開始日以後においては「主契約の年金受取人」と読み替えます。
- (2) 本特約条項中「死亡保険金受取人」とあるのは「死亡給付金受取人」と読み替えます。
- (3) 第18条（5年ごと配当付終身保険、5年ごと配当付更新型終身移行保険、5年ごと利差配当付終身保険または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に付加した場合の特則）第1号の規定は、本条の場合に適用します。

第21条（引出機能付災害6割加算型変額年金保険、引出機能付災害4割加算型変額年金保険、引出機能付災害2割加算型変額年金保険、災害5割加算型変額年金保険、災害3割加算型変額年金保険または災害1割加算型変額年金保険に付加した場合の特則）

この特約を引出機能付災害6割加算型変額年金保険、引出機能付災害4割加算型変額年金保険、引出機能付災害2割加算型変額年金保険、災害5割加算型変額年金保険、災害3割加算型変額年金保険または災害1割加算型変額年金保険に付加した場合には、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 主契約に夫婦年金特約を付加した場合には、特約年金支払開始日以後においては、つぎのとおりとします。
 - (ア) 本特約条項中「保険契約者」とあるのは「特約年金受取人」と読み替えます。
 - (イ) 第1条（特約の付加）および第4条（指定代理請求人の変更）中「主契約の被保険者」とあるのは「第1被保険者および第2被保険者」と読み替えます。
 - (ウ) 第2条（特約の対象となる保険金等）および第3条（指定代理請求人等による保険金等の代理請求）中「主契約

の被保険者」とあるのは夫婦年金特約条項中「第1被保険者」をいいます。

(エ) 夫婦年金特約条項の規定により支払われる特約年金については、第2被保険者が受取人となる場合でも、第2条に定めるこの特約の対象となる保険金等に含まれます。第2被保険者が受取人となる特約年金の代理請求の場合、第3条中「主契約の被保険者」とあるのは夫婦年金特約条項中「第2被保険者」をいいます。

(2) 主契約に介護割増年金特約（H13）を付加した場合には、特約年金支払開始日以後においては、本特約条項中「保険契約者」とあるのは「特約年金受取人」と読み替えます。

(3) 主契約に夫婦介護割増年金特約（H13）を付加した場合には、第1号の規定を適用します。この場合、第1号中「夫婦年金特約」とあるのは「夫婦介護割増年金特約（H13）」と、「夫婦年金特約条項」とあるのは「夫婦介護割増年金特約条項（H13）」と、第1号(エ)中「特約年金」とあるのは「特約年金、介護給付金および介護割増年金」と読み替えます。

(4) 第13条（終身年金保険「長寿年金」、変額個人年金保険、積立利率変動型個人年金保険、5年ごと配当付個人年金保険、5年ごと利差配当付個人年金保険、個人年金保険（2018）、指数連動型個人年金保険（無配当）2024、5年ごと配当付介護年金保険（解約返還金なし型）、特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）または介護年金保険（無解約返還金）（2018）に付加した場合の特則）の規定は、本条の場合に適用します。

第22条（5年ごと配当付終身医療保険または5年ごと利差配当付終身医療保険に付加した場合の特則）

この特約を5年ごと配当付終身医療保険または5年ごと利差配当付終身医療保険に付加した場合には、本特約条項中「死亡保険金受取人」とあるのは「死亡給付金受取人」と読み替えます。

第23条（引出機能付災害2割加算型変額年金保険（H16）に付加した場合の特則）

この特約を引出機能付災害2割加算型変額年金保険（H16）に付加した場合には、第16条（個人年金保険、個人年金保険（S62）、個人年金保険（H8）または生存保障型個人年金保険に付加した場合の特則）第1号および第4号の規定を適用します。

第24条（無配当終身医療保険、総合医療保険（無解約返還金）（2018）、生活習慣病入院保険（無解約返還金）（2018）、女性特定疾病入院保険（無解約返還金）（2018）、特定損傷保険（無解約返還金）（2018）、先進医療保険（無解約返還金）（2018）、女性特定治療保険（無解約返還金）（2018）、認知症保険（無解約返還金）（2019）、就業不能保険（無解約返還金）（2019）、総合医療一時金保険（無解約返還金）（2021）、入院一時金保険（限定告知型）（無解約返還金）（2021）、3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022、軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022、3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）、生活習慣病重症化予防応援保険（無解約返還金）2024、継続入院所得保障保険（無解約返還金）2025または要支援・介護保険（無解約返還金）2025に付加した場合の特則）

この特約を無配当終身医療保険、総合医療保険（無解約返還金）（2018）、生活習慣病入院保険（無解約返還金）（2018）、女性特定疾病入院保険（無解約返還金）（2018）、特定損傷保険（無解約返還金）（2018）、先進医療保険（無解約返還金）（2018）、女性特定治療保険（無解約返還金）（2018）、認知症保険（無解約返還金）（2019）、就業不能保険（無解約返還金）（2019）、総合医療一時金保険（無解約返還金）（2021）、入院一時金保険（限定告知型）（無解約返還金）（2021）、3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022、軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022、3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）、生活習慣病重症化予防応援保険（無解約返還金）2024、継続入院所得保障保険（無解約返還金）2025または要支援・介護保険（無解約返還金）2025に付加した場合には、本特約条項中「死亡保険金受取人」とあるのは「死亡時支払金受取人」と読み替えます。

第25条（無配当定期医療保険に付加した場合の特則）

この特約を無配当定期医療保険に付加した場合には、本特約条項中「死亡保険金受取人」とあるのは「死亡返還金受取人」と読み替えます。

第26条（「家族」所得保障保険（無解約返還金）2022に付加した場合の特則）

この特約を「家族」所得保障保険（無解約返還金）2022に付加した場合には、本特約条項中「死亡保険金受取人」とあるのは「家族年金受取人」と読み替えます。

第27条（3大疾病所得保障保険（無解約返還金）2022または介護・身体障害所得保障保険（無解約返還金）2022に付加した場合の特則）

この特約を3大疾病所得保障保険（無解約返還金）2022または介護・身体障害所得保障保険（無解約返還金）2022に付加した場合には、つぎのとおり取り扱います。

(1) 本特約条項中「保険契約者」とあるのは主契約の年金支払開始日以後においては「主契約の年金受取人」と読み替えます。

(2) 本特約条項中「死亡保険金受取人」とあるのは「死亡時支払金受取人」と読み替えます。

第28条（主契約に保険料払込免除特約（契約者型）が付加されている場合の特則）

主契約に保険料払込免除特約（契約者型）が付加されている場合には、つぎのとおり取り扱います。

(1) 本特約条項中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは保険料払込免除特約（契約者型）条項においては「後継保険契約者」をいいます。

(2) すでに保険契約者が死亡しているときは、本特約条項中「保険契約者」とあるのは「後継保険契約者」と読み替えます。

- (3) 保険料払込免除特約（契約者型）条項の規定による保険料払込の免除については、保険契約者が請求する場合に限り、第2条（特約の対象となる保険金等）に定めるこの特約の対象となる保険金等に含まれます。この保険料払込の免除の代理請求の場合、第3条（指定代理請求人等による保険金等の代理請求）中「主契約の被保険者」とあるのは「保険契約者」と読み替えます。

第29条（主契約に保険契約者代理特約が付加されている場合の特則）

主契約に保険契約者代理特約が付加されている場合で、主契約の被保険者と保険契約者が同一人であるときは、第2条（特約の対象となる保険金等）に定める代理請求の対象となる保険金等からつぎのもの（あわせて支払われる諸支払金を含みます。）を除きます。

- (1) 主約款および各特約の特約条項の規定により保険契約者が受取人と定められた保険金、給付金その他保険金に準じる保険給付（すえ置かれた保険金等を含みます。）
- (2) 保険料払込の免除
- (3) 契約者配当金（積み立てられた契約者配当金を含みます。）

別表 1 請求書類

	項目	必要書類
1	保険金等の代理請求	(1) 主約款および各特約の特約条項に定める保険金等の請求書類 (2) 保険金等の受取人が保険金等を自ら請求できない特別な事情を示す書類 (3) 主契約の被保険者および代理人の戸籍抄本 (4) 主契約の被保険者の住民票 (5) 代理人の住民票と印鑑証明書 (6) 主契約の被保険者または代理人の健康保険証の写し (7) 代理請求を行う者が主契約の被保険者の財産管理を行っている者であるときは、契約書および財産管理状況の報告書の写しなどその事実を証する書類
2	指定代理請求人の変更	(1) 当会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
(注) 1. 当会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。 2. 当会社は、請求書類について、書面に代えて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により提出することを認めることがあります。		

2025年4月版

契企[登] 18291-01